

福岡医発第 1489 号（地）  
令和 2 年 8 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 松 田 峻 一 良  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を  
用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（改訂）

去る令和 2 年 4 月 20 日付け福岡医発第 225 号（地）にてご連絡しておりました標記調査につきまして、調査要領の変更について日本医師会より別紙 1 のとおり情報提供がありました。

調査要領の変更点としては、これまで報告における「初診からの電話等による診療等の実施について」の欄には、○を付することとされていましたが、今後は、電話による診療の場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段による診療の場合は「2」と記載し、診療形態を区別することとされています。

これに伴い、今般、福岡県保健医療介護部医療指導課（以下、県医療指導課）より別紙 2 のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本県におきましては、今般の調査要領の変更と併せて、上記通知にてご連絡しておりました「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」及び「電話や情報通信機器を用いた診療を実施するにあたっての医療機関の調査票」のいずれも様式が変更されており、今後は別紙 2 の別添 1調査票及び別添 2調査票でのご提出となります。

（すでにご提出されている各調査票について、再提出の必要はありません。）

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 上記通知にも記載のとおり、各調査票を提出しない、及び別添 2調査票に関しては公表しないことをもって、診療報酬関係において不利益が生じるものではないことは、県医療指導課より厚生労働省へ確認されております。
- 2) 別紙 2 別紙の医療機関宛通知につきまして、県医療指導課より県内の医療機関宛に直接送付はされておられません。
- 3) 各調査票の様式については、福岡県庁ホームページ（URL：[https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20200410dennwa\\_jouhoutuusinnkiki.html](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20200410dennwa_jouhoutuusinnkiki.html)）に掲載されておりますことを申し添えます。

(地 166) (健Ⅱ 186)  
令和 2 年 6 月 19 日

都道府県医師会  
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長

今村 聡



新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた  
診療を実施する医療機関の実施状況の報告について

今般、厚生労働省医政局医事課より標記の調査要領の変更につき情報提供がございました。

本要領は、令和 2 年 4 月 14 日付(地 43)(健Ⅱ 34)の文書でご案内した「電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告」における、実施状況の報告に関するものです。

これまで、報告における「初診からの電話等による診療等の実施について」の欄には、○を付することとされていましたが、今後は、電話による診療の場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段による診療の場合は「2」と記載し、診療形態を区別することとされています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

## 医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

### 1. 調査目的

「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。）においては、原則として3か月ごとに、事務連絡による医療機関の対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から、改善のための検証を行うこととしており、当該検証を行うための基礎資料として、医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を把握する。

### 2. 調査対象

事務連絡1.（1）及び（3）②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関を対象とする。

### 3. 調査実施方法

#### （1）医療機関から都道府県への報告について

医療機関においては、事務連絡1.（1）及び（3）②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行った際、別紙2-2「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」の様式により、実施した対応毎に必要な事項を記載し、毎月末までの対応について一覧を作成の上、都道府県の担当部局に提出すること。

※ 「初診からの電話等による診療等の実施について」の欄には、電話による診療の場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段による診療の場合は「2」と記載し、診療形態を区別すること。

#### （2）都道府県から厚生労働省への報告について

各都道府県においては、医療機関から提出された調査票を取りまとめ、下記の提出期限までにメールにて提出すること。

※ これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているため、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

#### 4. 調査結果の提出

##### (1) 提出期限

各月第2週の金曜日までに前月分を提出する。

注) 調査結果の提出に際しては、医療機関から提出された調査票を取りまとめた上で、都道府県における担当者の連絡先を追記した上で、メールにて提出すること。

##### (2) 提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課

脇田、内田

E-mail : [enkaku@mhlw.go.jp](mailto:enkaku@mhlw.go.jp)

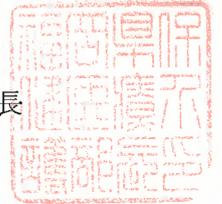
Tel : 03-5253-1111 (内線 2569、4124)



2医指第166号-2  
令和2年8月24日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(医療指導課)



新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて (改訂)

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記に係る情報通信機器等を用いた診療等に係る調査票の提出を、令和2年4月20日付2医指第166号で依頼したところです。

今般、厚生労働省から調査票の記入様式について変更依頼があったことから、別紙の「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて (改訂)」(令和2年8月24日付2医指第166号-2)のと通りの取扱いに改めましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して、別紙を周知していただきますようお願いいたします。

公印省略

2医指第166号-2  
令和2年8月24日

各医療機関の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器  
を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（改訂）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記に係る情報通信機器等を用いた診療等に係る調査票の提出を、令和2年4月20日付2医指第166号で依頼したところです。

今般、厚生労働省から調査票の記入様式の変更依頼があったことから、今後御提出いただく際には、下記の提出方法で御提出していただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査」  
7月までの診療分の未提出分、及び今後の診療分については、**別添1**調査票にて提出をお願いします。  
なお、すでに7月までの診療分を提出していただいている医療機関については再提出の必要はありません。
- 2 「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査」  
電話や情報通信機器を用いた診療を行わない医療機関が新たに電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合、又は電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関がその内容を変更した場合は、**別添2**調査票に必要事項を記入の上、提出をお願いします。  
なお、既に提出された回答内容から変更がない医療機関については、再提出の必要はありません。
- 3 提出期限 (**別添1**の調査票)  
7月までの診療分の未提出分：8月31日（月）  
以降、厚生労働省の締切日（第2金曜日）の3日前とします。

#### 4 提出先及び提出方法

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導課係

メールアドレス：iry@pref.fukuoka.lg.jp

F A X：092-643-3277（インターネットの接続環境を有しない場合）

#### 5 留意点

厚生労働省からの事務連絡及び提出様式については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20200410dennwajouhoutuusinnkiki.html>) に掲載していますのでご活用ください。

（お問い合わせ）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部医療指導課 担当：石橋

TEL：(092)643-3274 FAX：(092)643-3277

E-mail：iry@pref.fukuoka.lg.jp



